

いわき市水道局における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて

平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

- 1 不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、いわき市内の建設企業がいわき市内外の建設企業と共同し、その施工力を強化するため、工事ごとに結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 2 復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 復旧・復興に係る工事であること。
 - (2) 一般競争入札により発注される工事であること。
 - (3) 1 件当たりの設計金額がそれぞれ次に定める金額以上のもの。
 - ア 土木一式工事 1 億円
 - イ 建築一式工事 2 億円
 - ウ 電気工事 7,000 万円
 - エ 管工事 7,000 万円
 - オ ほ装工事 5,000 万円
 - カ 水道施設工事 導水管、送水管、配水管及び給水管工事にあつては5,000万円、それ以外の工事にあつては1,500万円
 - (4) 政府調達に関する協定の対象となる公共工事（平成 26 年度については設計金額 20 億 2,000 万円以上の公共工事）でないこと。
 - (5) 前 2 号にかかわらず、特殊な技術等を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要があると認められる工事であると認められる工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の数)

- 3 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

(構成員の要件)

- 4 復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。
 - (1) 対象工事に対応する工事の種類について、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）第 4 条第 4 項に規定する入札参加有資格者名簿に記載されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で

あること。

- (3) いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 21 年いわき市水道局内訓第 2 号。）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 59 年いわき市水道局内訓第 1 号。以下「局要綱」という。）に基づく指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) その他必要に応じて定める要件

（代表者）

- 5 代表者は、いわき市内に本店を有する者で構成員のうち中心的役割を担い、施工能力の大きい者とする。
- 6 代表者は、対象工事の種類が土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事である場合は、指名競争入札参加者要綱付録第 2 及び局要綱規定する等級別格付区分の最上位の等級に格付けされている者とする。

（出資割合）

- 7 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。
- 8 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる復旧・復興建設工事共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。
 - (1) 2 者 30 パーセント
 - (2) 3 者 20 パーセント

（入札参加資格の確認申請等）

- 9 復旧・復興建設工事共同企業体により対象工事の一般競争入札に参加しようとする者は、いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成 7 年 2 月 22 日制定）に基づく公告（以下「公告」という。）において定められた要件に該当する者により自主的に復旧・復興建設工事共同企業体を結成し、当該公告で指定された日までに次に掲げる書類を水道事業管理者に提出しなければならない。
 - (1) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（第 1 号様式）
 - (2) その他公告において指定された書類

- 10 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、単体又は他の共同企業体の構成員として同一の入札対象工事について同時に参加することはできない。

（配置技術者）

- 11 全ての構成員に対象工事に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存在し、工事の施工にあたっては、これらの

技術者を工事現場ごとに専任で配置できることを原則とする。

ただし、共同施工を行う場合であって、構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できるものとする。

(解散の時期)

- 12 復旧・復興建設工事共同企業体は、請け負った工事に係る契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。ただし、契約の相手方とならなかった復旧・復興建設工事共同企業体は、当該契約が締結された日に解散する。

(構成員の脱退又は除名及び加入)

- 13 復旧・復興建設工事共同企業体が請け負った工事の完了前において、当該共同企業体の一部の構成員が脱退し、又は除名された場合は、他の構成員が共同連帯して当該工事の完成の義務を負うものとする。
- 14 工事の中心的役割を担っていた構成員が脱退し、又は除名されたことにより、他の構成員によっては適正な施工の確保が困難と認められるときは、当該他の構成員からの申請に基づき、新たな建設企業を当該工事に係る復旧・復興建設工事共同企業体の構成員として参加させることができる。

第1号様式

復旧・復興建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注に係る○○建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○建設工事○○復旧・復興建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかった場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資割合は、変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○パーセント
- 建設株式会社 ○○パーセント

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、建設工事のしゅん工後において行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の中途において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(建設工事の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する措置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが建設工事の中途において、破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事についてがあった場合は、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有し、1 通を発注者に提出する。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印